

第3次のべおか男女共同参画プラン 概要版

延岡市

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法の第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

策定の趣旨

延岡市では、これまで、平成24年（2012年）に策定した「第2次のべおか男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。様々な取組により男女共同参画社会の理解が進みつつありますが、依然として、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習等が根強く存在しており、更なる政策・方針決定過程への女性の参画など、取り組むべき課題が残されています。

国においても令和2年（2020年）12月に、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、男女が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指して取組を進めています。

国際社会に目を向けると、ジェンダー平等の実現は「SDGs」（持続可能な開発目標）の17のゴール（意欲目標）の一つとして、2030年に向けた国際社会共通の目標に掲げられています。

こうした状況を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進するために「第3次のべおか男女共同参画プラン」を策定しました。

計画の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

※ただし、国内外の動向や社会経済情勢等の変化に対応した施策を適切に推進するために、必要に応じ見直しを行います。

基本理念

本市では、平成16年（2004年）に施行した「延岡市男女共同参画推進条例」において、次の5つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な方向性を決めました。

「延岡市男女共同参画推条例」の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

第3次のべおか男女共同参画プラン 施策の体系

基本目標

重点目標

施策の方向

男女共同参画社会の形成

I
一人ひとりの人権が
尊重される安全・安心な
暮らしの実現

II
男女共同参画社会の
実現に向けた環境整備

III
あらゆる分野における
男女共同参画の推進

1
男女共同参画社会に向けた
意識づくり

2
政策・方針決定過程への
女性の参画拡大
(「女性活躍推進法」に基づく推進計画)

3
雇用等における男女共同
参画の推進と仕事と生活の
調和
(「女性活躍推進法」に基づく推進計画)

4
生活上の困窮や課題を抱える
人々が安心して暮らせる環境
の整備

5
地域における男女共同参画
の推進
(「女性活躍推進法」に基づく推進計画)

6
配偶者等からのあらゆる暴力
の根絶
(「DV防止法」に基づく基本計画)

7
生涯にわたる健康づくりへ
の支援

8
関係機関等との連携強化及び
計画の推進

(1)男女共同参画の視点に立った慣習・
慣行の見直し

(2)教育・学習を通じた男女共同参画の
推進

(3)メディア等におけるすべての人の
人権を尊重した表現の推進

(1)政策・方針決定過程における女性の
参画の拡大

(2)女性の人材育成

(1)雇用等における男女の均等な機会と
待遇の確保

(2)女性の職業能力開発への支援

(3)農林水産業における男女共同参画の
推進

(4)仕事と生活の調和が図れる就業環境
の整備促進

(5)多様なライフスタイルに対応した
子育て支援策の充実

(1)貧困等生活上の困難に直面する女性
等への支援

(2)高齢者、障がいのある人、外国人等が
安心して暮らせる環境の整備

(1)地域活動、まちづくり等における
男女共同参画の推進

(2)防災、環境問題における男女共同参
画の推進

(1)配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
に向けた取組の推進

(2)配偶者等からの暴力による被害者の
支援体制の充実

(1)生涯にわたる包括的な健康支援

(2)性と妊娠・出産等に関する健康と
権利に対する支援

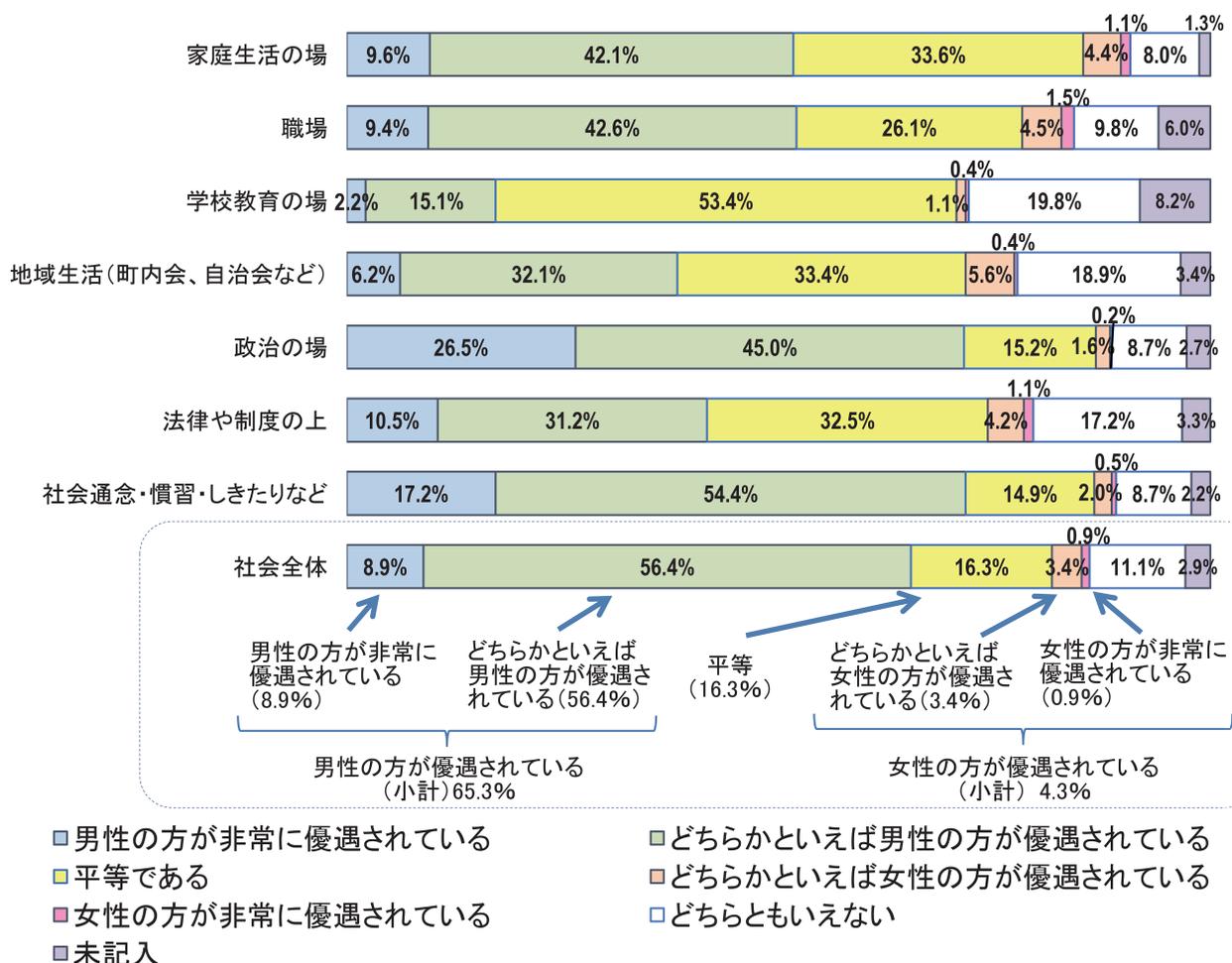
関係機関等との連携強化及び計画の
推進

重点目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

施策の方向	(1) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画についての広報・啓発の充実 ● 男女共同参画に関する学習機会の充実 ● 男女共同参画に関する相談体制の充実 ● 市職員の研修の充実
施策の方向	(2) 教育・学習を通じた男女共同参画の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の教育の充実 ● 「性別で分けない名簿（男女混合名簿）」 「制服選択制」の導入 ● 広く市民を対象とした学習の推進 ● 情報収集と提供
施策の方向	(3) メディア等におけるすべての人の人権を尊重した表現の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害図書・出版物等の立入検査 ● 男女共同参画の視点に立った市の印刷物の作成 ● メディア・リテラシーの養成

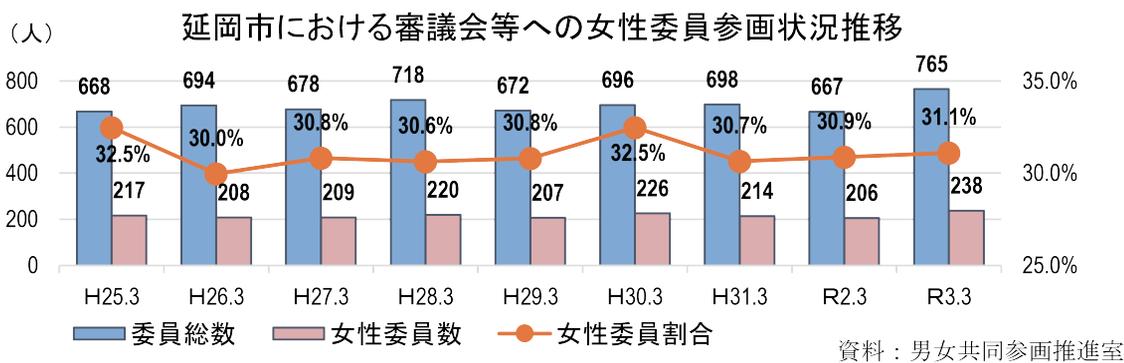
男女共同参画社会づくり市民意識調査 男女の平等感について 令和元年(2019年)11月実施

あなたは、次にあげるような分野で、男女は平等になっていると思いますか。
(それぞれの項目に対して単一回答)



重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会等委員への女性の登用推進 ● 「特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ● 各種機関、団体等への広報・啓発 ● モデル事業所やモデル地区のPR
施策の方向	(2) 女性の人材育成
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成のための学習機会の充実 ● 活躍する女性の人材の情報収集



重点目標 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

施策の方向	(1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の周知及び啓発 ● 市職員研修の充実と人材育成の推進 ● 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組 ● 職場の環境整備に向けた情報提供
施策の方向	(2) 女性の職業能力開発への支援
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元事業所における次世代リーダー育成支援 ● 能力開発支援を通じての社会参画の推進 ● 創業機会の情報提供
施策の方向	(3) 農林水産業における男女共同参画の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業への男女共同参画の推進 ● 家族農業経営における「家族経営協定」の促進
施策の方向	(4) 仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 働きやすい職場環境づくりに向けた啓発 ● 仕事と家庭の両立支援制度についての情報提供 ● 柔軟な働き方に向けた環境整備
施策の方向	(5) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設サービスの充実 ● 地域子育て支援サービスの充実

重点目標 4 生活上の困窮や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

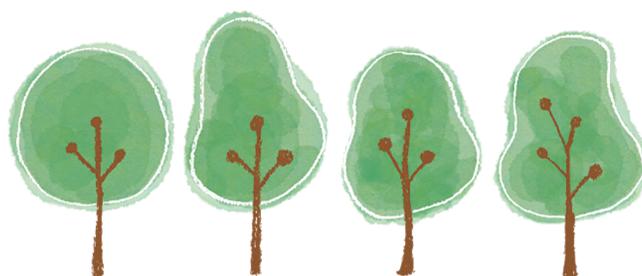
施策の方向	(1) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">● 生活上の援助を必要とするひとり親家庭等への支援サービス等の提供● 家庭支援を必要とする子育て世帯への相談機能強化
施策の方向	(2) 高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援体制の充実● 帰国・外国人児童生徒等日本語指導● 性的少数者への支援● 外国人就労者への支援

重点目標 5 地域における男女共同参画の推進

施策の方向	(1) 地域活動、まちづくり等における男女共同参画の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動やまちづくり活動への支援
施策の方向	(2) 防災、環境問題における男女共同参画の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">● 災害ボランティアリーダーの育成● 男女共同参画の視点を取り入れた防災研修会の実施● 環境保全に関する啓発の充実

重点目標 6 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

施策の方向	(1) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">● 教育・啓発の充実● 通報や相談窓口に関する広報・周知● セクシャル・ハラスメントの防止対策の推進● 性犯罪等の防止に向けた啓発● 地域活動への支援
施策の方向	(2) 配偶者等からの暴力による被害者の支援体制の充実
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">● 相談体制の充実● 支援体制の充実



重点目標 7 生涯にわたる健康づくりへの支援

施策の方向	(1) 生涯にわたる包括的な健康支援
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康教育、健康相談、各種健（検）診の充実 ● ライフステージに応じた健康づくり・体力づくりの推進 ● 健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進
施策の方向	(2) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産への支援と性についての正しい知識と情報の提供 ● 年代に応じた適切な支援の充実 ● 妊婦と思春期の女性向け無料リモート相談

重点目標 8 関係機関等との連携強化及び計画の推進

施策の方向	関係機関等との連携強化及び計画の推進
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談機関のネットワークづくり ● 推進体制の充実・強化 ● 国・県・市町村との連携強化 ● 市民、事業所・各種団体等との連携 ● 定期的な市民意識調査の実施

【計画の数値目標】 7項目

重点目標	指標項目	現状	R13年度の目標値
重点目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	「男性は外で働き、女性は家庭を守る」というような固定的役割分担の考え方に反対する人の割合	24.9% (R元年度)	40.0%
	「社会全体で男女が平等である」と回答した人の割合	16.3% (R元年度)	30.0%
重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等における女性の参画率	31.1% (R3.3.31現在)	40.0%
	市職員の管理職における女性の割合	8.91% (R3.4.1現在)	20.0%以上
重点目標 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	「家族経営協定」の締結数	108組 (R3.3.31現在)	128組
	ファミリー・サポート・センター利用件数	1,382件 (R2年度)	2,700件
	病児保育施設及び病後児保育施設の利用件数	490件 (R2年度)	2,700件

男女共同参画都市宣言

私たちの延岡市は、古くは城下町として栄え、先人が築いてきた歴史・文化や美しい海、山、川に囲まれた人情豊かなまちです。

このまちに生きる私たちは、「男女共同参画社会基本法」の精神を受けて、誰もが人として尊ばれ平等に生きることを基本理念として、男女が共にいきいきと輝く「男女共同参画社会」の実現をめざします。

西暦2000年という記念すべき年にあたり、ここに延岡市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 大事なことを決めるとき、難しいことに挑むとき女と男の能力が十分に発揮できるルールを創ります。
- 2 自由な精神、美しい協働、快い緊張感をみなぎらせ、女と男はともに、「自立への道」を歩みます。
- 3 安らぎと豊かさが伝わるまちへ、女と男は創意と工夫をこらし、ひとあじ違う「もてなしの心」を育てます。
- 4 女と男は信頼し合い、伝統のよさと創造性が響き合う「品位と優しさ」に満ちたまちを築きます。
- 5 女と男は世界に目を開き、環境、福祉、人権など未来の課題へ向けて地域で力を尽くします。

2000年1月15日 延岡市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



このプランに係る取組は、SDGsの目指す17ゴールのうち、主にこれらの8項目に貢献するものです。

第3次のべおか男女共同参画プラン 概要版

令和4年3月

延岡市 企画部 男女共同参画推進室

〒882-0816 宮崎県延岡市桜小路360番地2

TEL 0982-22-7056 FAX 0982-23-1145